

山の都アリーナ利用料金

■全面利用

曜日	料率		本番		準備・片付		リハーサル	
	時間		100%		30%		50%	
平日	午前	9時～12時	11,980	(7,260)	3,590	(2,170)	5,990	(3,620)
	午後	13時～17時	18,040	(10,780)	5,410	(3,230)	9,020	(5,380)
	夜間	18時～22時	24,080	(14,400)	7,220	(4,310)	12,040	(7,190)
	全日	9時～22時	48,720	(29,260)	14,610	(8,770)	24,360	(14,620)
土日 ・ 祝祭日	午前	9時～12時	14,960	(9,020)	4,480	(2,700)	7,480	(4,500)
	午後	13時～17時	22,540	(13,520)	6,760	(4,050)	11,270	(6,750)
	夜間	18時～22時	30,140	(18,040)	9,040	(5,410)	15,070	(9,010)
	全日	9時～22時	60,940	(36,520)	18,280	(10,950)	30,470	(18,250)

※ホワイエ、前室を含んだ料金です。

※（ ）内は、特別使用料です。

■部分利用

時間帯	種目 区別	バスケット	バドミントン	卓球	ソフトバレー
		バレーボール	バウンドテニス		
午前 9時～12時	一般	2,200	1,100	540	バドミントン の使用料
	特別	1,320	660	320	
午後 13時～17時	一般	2,960	1,420	760	
	特別	1,760	880	440	
夜間 18時～22時	一般	3,520	1,760	880	
	特別	2,080	1,100	540	
全日 9時～22時	一般	7,800	3,840	1,980	
	特別	4,620	2,420	1,200	

■控室

時間帯	控室 1 10名	控室 2 12名
午前 9時～12時	440	540
午後 13時～17時	660	880
夜間 18時～22時	980	1,100
全日 9時～22時	1,860	2,300

※各種目1台および1面の料金です。

※山の都アリーナで暖房又は冷房を利用する場合の利用料金は、1時間につき3,840円

※特別使用について

- 特別使用とは以下の目的を持ち、入場料金その他これに類するものを徴収しない場合に適用されます。
 - 市内の体育協会等がおこなう社会体育活動であって、市民を対象とするもの
 - 市内の文化協会等がおこなう社会教育活動であって、市民を対象とするもの
 - 市内に所在する小中学校、及び高等学校等がおこなう学校の行事であって、児童等を対象とするもの
 - 市内に所在する社会福祉法人又は社会福祉に関する事業を主たる目的とする団体がおこなう社会福祉に関する事業であって、教育委員会が適当と認めたもの
- リハーサルに利用する場合の利用料金は、専用利用に係る利用料金の100分の50に相当する額とし、準備等に利用する場合の利用料金は、専用利用に係る利用料金の100分の30に相当する額とします。

■ 入場料・会費等を徴収する場合

曜日	料率		千円未満	2千円未満	3千円未満	5千円未満	7千円未満	7千円以上
	時間		110%	120%	130%	150%	170%	200%
平日	午前	9時～12時	13,170	14,370	15,570	17,970	20,360	23,960
	午後	13時～17時	19,840	21,640	23,450	27,060	30,660	36,080
	夜間	18時～22時	26,480	28,890	31,300	36,120	40,930	48,160
	全日	9時～22時	53,590	58,460	63,330	73,080	82,820	97,440
土日 ・ 祝日	午前	9時～12時	16,450	17,950	19,440	22,440	25,430	29,920
	午後	13時～17時	24,790	27,040	29,300	33,810	38,310	45,080
	夜間	18時～22時	33,150	36,160	39,180	45,210	51,230	60,280
	全日	9時～22時	67,030	73,120	79,220	91,410	103,590	121,880

1. 入場料金その他これに類するものを徴収する場合の利用料金は、利用料金の額に、右に掲げる割合を乗じて得た額を加算します。なお、入場料金とその他これに類するものに段階があるときは、最高額を基準とします。

2. 商品の宣伝、展示即売等を目的として利用する場合の利用料金は、利用料金の額に 100 分の 40 を乗じて得た額を加算します。

3. リハーサルに利用する場合の利用料金は、利用料金の 100 分の 50 に相当する額とし、準備等に利用する場合の利用料金は、専用利用に係る利用料金の 100 分の 30 に相当する額とします。

4. 開場時間から専用利用に係る利用料金とします。

入場料金その他これに類するもの	割合
1,000円未満	100分の10
1,000円以上2,000円未満	100分の20
2,000円以上3,000円未満	100分の30
3,000円以上5,000円未満	100分の50
5,000円以上7,000円未満	100分の70
7,000円以上	100分の100